

新 総 務 第 5 0 7 号

令和 7 年 5 月 3 0 日

各所属長 様

総 務 部 長

(担当：総務部総務課)

新潟市庁舎等管理規則の一部改正について（通知）

令和 7 年 4 月 1 日施行の新潟市職員カスタマーハラスメント対策基本方針に伴い、新潟市庁舎等管理規則第 1 1 条（禁止行為）を改正し、下記のとおり「撮影、録音その他これらに類する行為」を禁止行為として新たに追加します。

あわせて、同規則第 1 3 条（措置命令等）を改正し、各庁舎等において同規則第 1 1 条（禁止行為）の規定に違反した者に対して、各所属長及び機関の長等が退去命令を発出することができるようになります。ついては、総括庁舎管理者（総務部長）が退去命令を発出する権限を持つ者を指定します。

記

1. 第 1 1 条（禁止行為）の改正について

（1）改正の目的

庁舎内における職員等の無断撮影などを防ぐため「撮影、録音その他これらに類する行為」を禁止行為として追加するものです。

（2）改正内容

（禁止行為）

第 1 1 条 何人も庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）許可なく火気を使用すること。
- （2）騒動、示威行為等により職員の執務を妨害する行為
- （3）庁舎等又は器物を損傷し、又は汚損すること。
- （4）公務に支障が生じるおそれのある方法で職員に面会を強要すること。
- （5）乱暴な行為又は言動その他他人を不快にし、又は他人に嫌悪の念を抱かせる行為
- （6）指定された場所以外で喫煙すること。
- （7）撮影、録音その他これらに類する行為（市長が別に定める行為を除く。）
- （8）前各号に掲げるもののほか、庁舎等の秩序の維持又は災害の防止に支障を及ぼす行為

(3) その他

○「撮影、録音その他これらに類する行為」とは、撮影、録音、録画、放送やインターネットを利用した配信をいいます。

○第11条第7号にある「市長が別に定める行為」(＝禁止行為にあたらぬ行為)は以下のとおりとします。

- ・市職員が業務上として行うもの
- ・市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの
- ・展示物、掲示物の記録を目的に行うもの
- ・手続きを行う場合に提供が必要と認められるもの
- ・来庁者が入籍や出生届等の記念に撮影等を行うもの
- ・市職員が業務として審議会、審査会、研修会等で行うもの
- ・新潟市議会の業務において必要と認められるもの
- ・表敬訪問、視察、集会等の記録を目的に行うもの

※上記の他、市の業務として必要と認められるものであり、公務の円滑な遂行を妨げることや他人の権利を侵害するおそれがないもの

2. 第13条(措置命令等)の改正について

(1) 改正の目的

同規則第13条(措置命令等)で定めるところにより、本庁舎(本館、ふるまち庁舎、上大川前庁舎、総合保健医療センター、明石庁舎、NEXT21、開発公社会館)、区庁舎など各庁舎において、退去命令を発出する者は各庁舎管理者とされていますが、各庁舎管理者(1名)が適時適切に退去命令を発出することは困難であることから、新たに各所属長及び機関の長等に退去命令を発出する権限を付与するものです。

(2) 改正内容

第13条(措置命令等)

庁舎管理者は、第9条第1項若しくは第2項、第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定に違反したのに対し、庁舎等への立入り若しくは庁舎等の使用を禁止し、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は庁舎等からの退去若しくは工作物若しくは物品の撤去を命ずることができる。

2 庁舎管理者は、前項に規定するものが同項の規定による命令に従わない場合緊急の必要があると認めるときは、自ら工作物又は物品を撤去し、又は搬出することができる。

3 庁舎等において、第11条各号に掲げる行為をした者に対しては、庁舎管理者のほか、総括庁舎管理者が指定する者が、当該行為を中止し、又は庁舎等から退去することを命ずることができる。

(3) 総括庁舎管理者が指定する者

新潟市行政組織規則第5条に掲げる課の長

新潟市行政組織規則第13条第1項に掲げる機関の長（公の施設を除く）

新潟市行政組織規則第15条の2に掲げる機関の長（公の施設を除く）

新潟市区役所組織規則第2条に掲げる課の長

新潟市区役所組織規則第3条第1項に掲げる機関の長（公の施設を除く）

※上記の他、別紙に記載する課及び機関の長等

(4) その他

○所属長等が不在の場合は、次に上位の職にある者が職務を代理してください。

○退去命令を行う際は、「新潟市庁舎等管理規則第11条第○号に抵触するため、同規則第13条第3項に基づき、（庁舎名）からの退去を命じます」と対象者に命じてください。退去命令に応じない場合は、刑法の不退去罪となることもあるため、警察と協議の上、対応してください。

3. 施行期日

令和7年6月1日

【お問い合わせ】

総務部総務課庁舎管理係

内線 32418

外線 025-226-2417

別紙

組織及び機関	長
政策企画部	政策監
児童相談所	家庭支援課長
	こども相談課長
都市政策部	政策監
保健所	保健管理課長
	健康増進課長
	食の安全推進課長
	環境衛生課長
下水道管理センター	維持管理課長
	施設管理課長
	施設整備課長
秘書課	秘書課長
会計課	会計課長
議会事務局	総務課長
	議事課長
	調査法制課長
教育委員会事務局	教育総務課長
	学務課長
	施設課長
	保健給食課長
	学校人事課長
	教育職員課長
	学校支援課長
	特別支援教育課長
	生涯学習推進課長
	北区教育支援センター長
	東区教育支援センター長
	中央区教育支援センター長
	江南区教育支援センター長
	秋葉区教育支援センター長
	南区教育支援センター長
	西区教育支援センター長
	西蒲区教育支援センター長
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局次長
人事委員会事務局	人事委員会事務局次長

監査委員会事務局	監査委員会事務局次長
農業委員会事務局	農業委員会事務局次長
	北区事務所長
	秋葉区事務所長
	南区事務所長
	西区事務所長
	西蒲区事務所長